

茅野市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和3年(2021年)4月

茅野市

目次

1	背景	2
(1)	地球温暖化問題に関する国内外の動向	2
(2)	茅野市の取組状況	3
2	基本的事項	4
(1)	計画の目的	4
(2)	計画の対象範囲	4
(3)	対象となる温室効果ガス	4
(4)	計画の期間	5
(5)	上位計画及び関連計画との位置づけ	5
3	温室効果ガスの排出量と削減目標	6
(1)	基準年度の温室効果ガス排出量	6
(2)	基準年度からの温室効果ガスの排出量の推移	7
(3)	温室効果ガスの排出量の増減に影響するものとして考えられるもの	7
(4)	削減目標	8
4	温室効果ガスの排出削減に向けた取組	9
(1)	温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組	9
(2)	算定対象の温室効果ガスには影響しないが推進する取組	10
(3)	関連する持続可能な開発目標（SDGs）への取組	11
5	計画の推進	12
(1)	計画の推進体制	12
(2)	計画の進捗管理	14
(3)	公表について	14
	参考資料	15

1 背景

(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

ア 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。平成27年（2015年）3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された小項目は、「水稲」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の9項目でした。こうした評価を背景として、政府は、平成27年（2015年）11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。この計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

この計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込むなど、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

イ 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21

が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており国際枠組みとして画期的なものとと言えます。

ウ 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成 27 年（2015 年）7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス削減目標を、平成 25 年度（2013 年度）比で 26.0%減（平成 17 年度（2005 年度）比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、同年 12 月のパリ協定の採択を受け、政府は同年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成 28 年（2016 年）3 月 15 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

（2）茅野市の取組状況

ア 茅野市の取組状況

茅野市では、平成 14 年（2002 年）に地球温暖化対策実行計画を策定し、平成 23 年（2011 年）11 月から平成 28 年（2016 年）7 月までエコアクション 2.1 を導入し地球温暖化対策に取り組んできました。エコアクション 2.1 の認証期間終了後も、これまでの運用経験に基づき、独自の「茅野市環境マネジメントシステム」（愛称：

「エコマネ茅野」を導入した環境活動計画による継続的な環境経営¹に取り組んできましたが、国の中期目標の決定を受け、今回茅野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）を改めて策定することとしました。

2 基本的事項

（1） 計画の目的

本計画は、温対法及び国の地球温暖化対策計画に基づき、地域の一事業者として茅野市役所の本庁舎や外部施設で働くすべての職員が、事業活動により排出される温室効果ガスを削減するため、明確な数値を目標とし取り組むためのものです。

（2） 計画の対象範囲

本計画は、本市の全ての事務事業を対象とします。

対象範囲とする組織や施設（指定管理施設を含む）は、参考資料「対象組織図」のとおりです。

（3） 対象となる温室効果ガス

算定の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項で6種類記載があります。本市では、排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が大部分を占めています。

表1 温室効果ガスの種類

	種類	主な発生源
1	二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用や電気の供給に伴い発生する。
2	メタン (CH ₄)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立て、水田、家畜等から発生する。
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、農業から発生する。
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用時に発生する。
5	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造時などの洗浄に使用される。
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入され、電気絶縁用ガスとして使用される。

¹ 環境経営とは、事業者が経営の方針や手法、製品・サービスを含めた事業活動の中で環境負荷（資源・エネルギー・廃棄物など）をできる限り低減するように考えて、地域や地球環境に貢献するように配慮することをいいます。

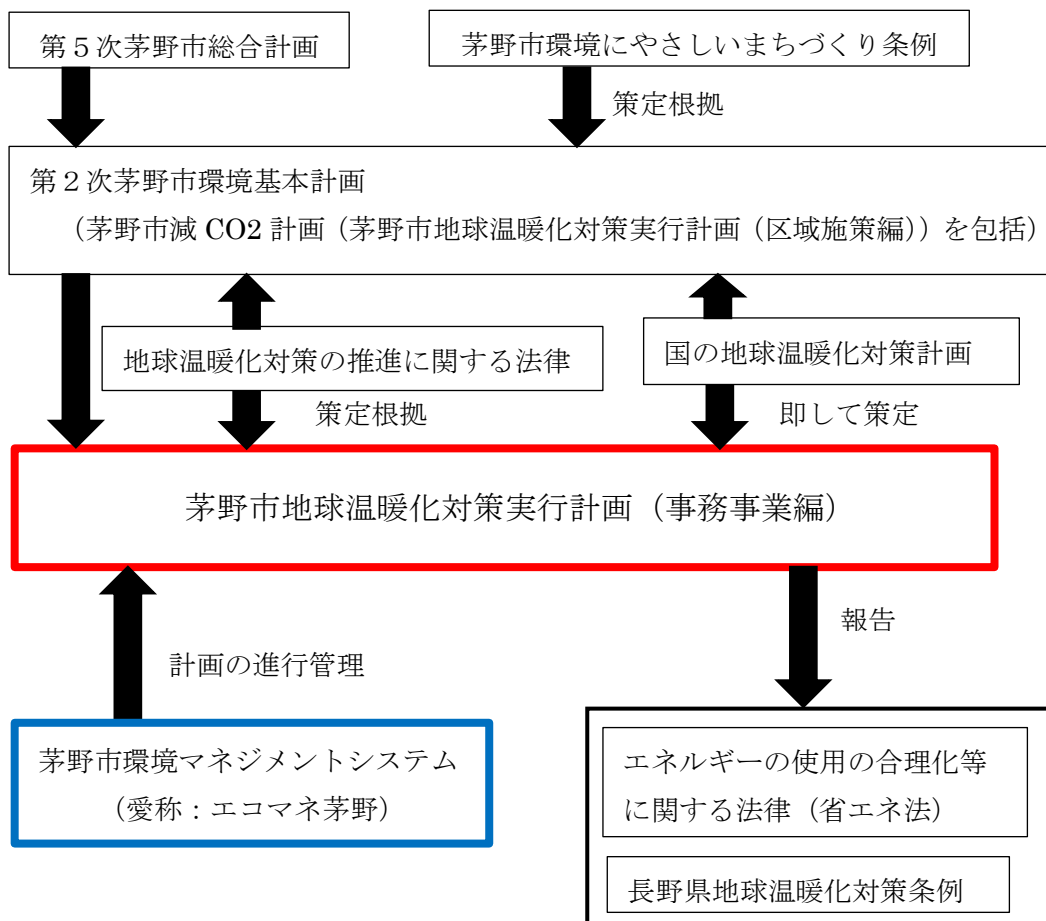
(4) 計画の期間

本計画は、国の地球温暖化対策計画に即し、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とします。ただし、地球温暖化対策に関する計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づき策定が義務となっている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけます。

本計画は、上位計画である「第5次茅野市総合計画」、「第2次茅野市環境基本計画」を踏まえた計画となっています。



3 温室効果ガスの排出量と削減目標

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

本市における、本計画の基準年度である平成 25 年度（2013 年度）の温室効果ガス排出量は 12,329t-CO₂ となっています。

エネルギー種別では、電気が全体の 57.9% を占め、次いで灯油 30.4%、A 重油 4.3%、都市ガス 3.0%、L P G 2.7%、ガソリン 1.5%、軽油 0.3% となっています。

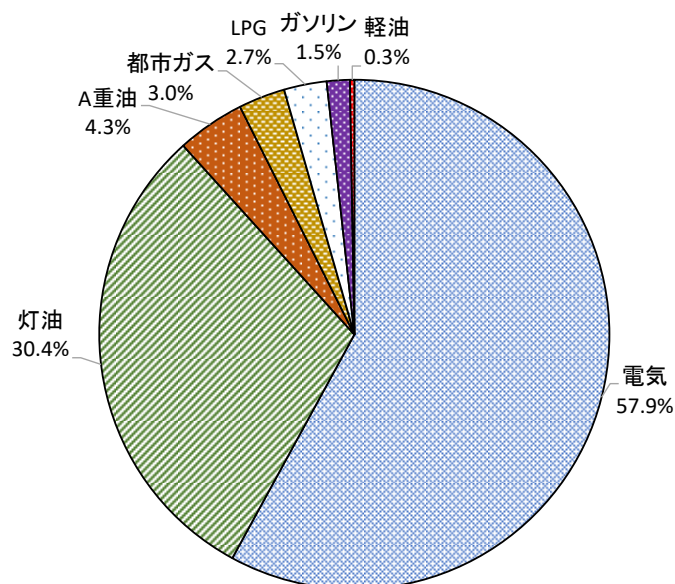


図1 基準年度（平成 25 年度（2013 年度））におけるエネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

(2) 基準年度からの温室効果ガスの排出量の推移

当市における温室効果ガスの総排出量について、基準年度（平成 25 年度（2013 年度））から令和元年度（2019 年度）まで、図 2 のように推移してきました。

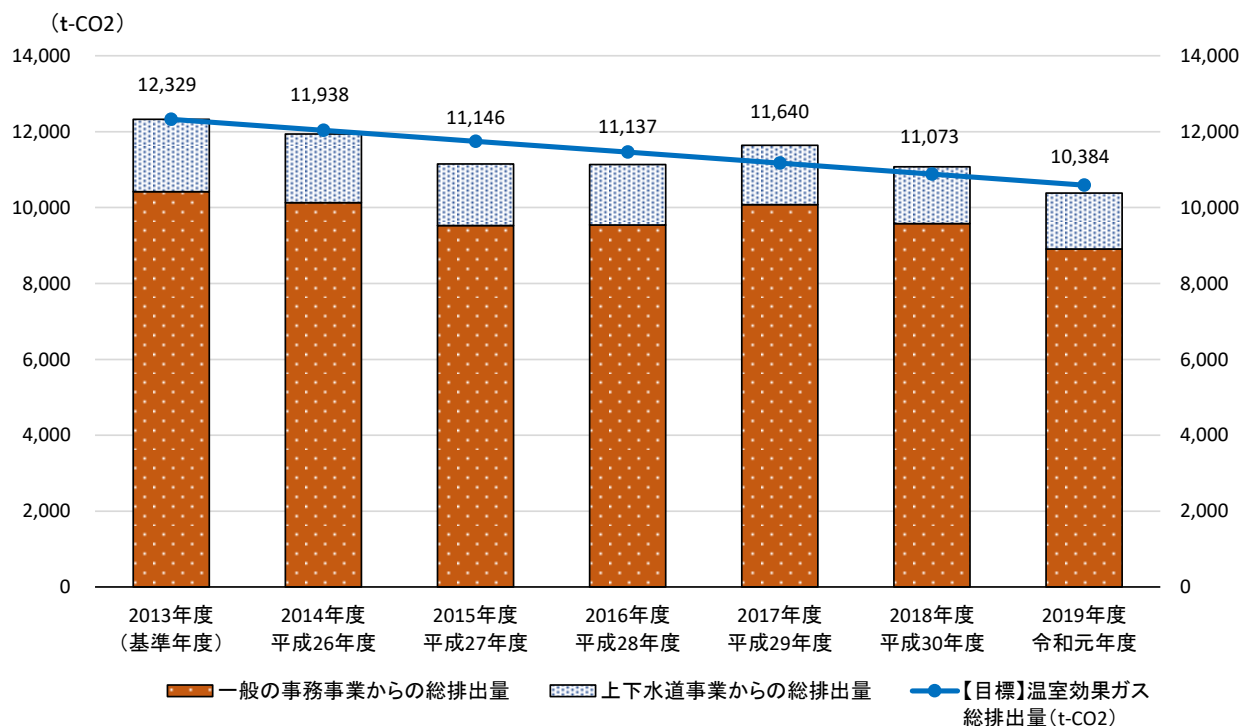


図 2 基準年度（平成 25 年度（2013 年度））からの温室効果ガス総排出量の推移

(3) 温室効果ガスの排出量の増減に影響するものとして考えられるもの

当市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減に影響するものとして、削減に向けた取組の他に主に以下のものが考えられます。

- ・ 当市が保有する施設の増減
- ・ 猛暑、厳寒等の気象条件
- ・ 学校・保育園等へのエアコンの設置等適応策としての設備導入
- ・ 新型コロナウイルス対策における緊急事態宣言時の施設休館等社会的な情勢によるもの

(4) 削減目標

国の地球温暖化対策計画に即し、本市の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり定めます。

**令和 12 年度（2030 年度）までに 40%削減
（基準年度：平成 25 年度（2013 年度）比）**

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	目標年度 令和 12 年度 (2030 年度)
温室効果ガス排出量	12,329t-CO ₂	7,397t-CO ₂
削減率	—	40%

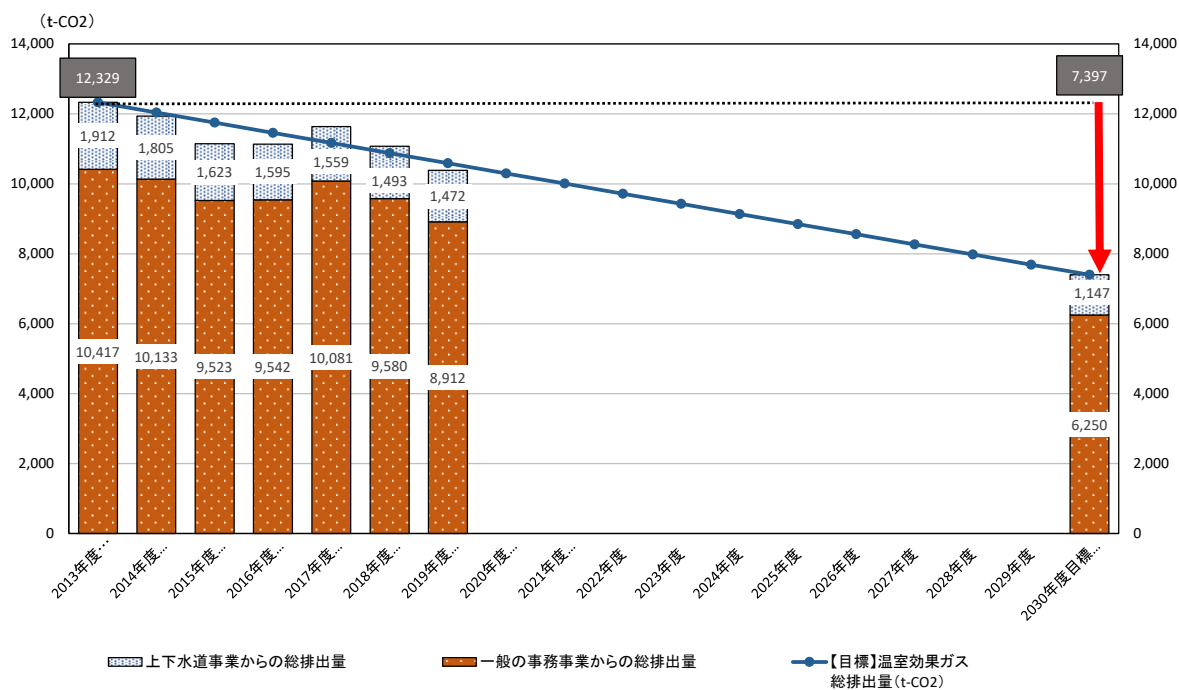


図 3 基準年度からの温室効果ガス排出量実績および削減目標

4 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

本計画は、温対法及び国の地球温暖化対策計画に基づき目標を設定しています。また、算定対象の温室効果ガスには影響しませんが、できる限り資源を大切にし、かつ市の実績に合った取組を推進するため、水の使用量、廃棄物排出量、コピー用紙の使用枚数について現状よりも削減・低減させていくことを目標とします。ただし、計画の進捗状況や技術革新等の状況に応じて、適宜見直しを行います。

(1) 温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組

ア 施設設備等の運用改善・更新

- ・現在保有している施設への LED 照明の導入など省エネルギー化を推進します。
- ・新たに施設設備等を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。また、再生可能エネルギーの導入について検討します。
- ・施設の更新や大規模改修の際は、断熱化等により省エネルギー化を推進します。
- ・公共施設の施設総量の縮減を検討します。
- ・公用車の買い替え時は低公害車及び低燃費車を導入します。

イ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

①電気使用量の削減

- ・退庁時には、プリンター、スキャナー、電気ポットなどの電源を切ります。
- ・昼休み、時間外、会議室・トイレ使用後は不要な照明を消します。
- ・階差3階以下の場合、エレベーターは使わずに階段を利用します。
- ・10分以上席を離れる場合は、パソコンモニターの電源を切ります。
- ・ノー残業デイを徹底します。

②燃料使用量の削減

a 公用車

- ・運転の際には、エコドライブ（急発進・急加速はしない、エアコンの必要最小限の使用に努める等）を実施します。
- ・ノーマイカー通勤を心掛けます。

- ・公用車使用時の効率的な利用（ルート、現場の集約化等）を心掛けます。
- ・駐停車時のアイドリングストップを徹底します。

b 空調

- ・ブラインドやカーテン、緑のカーテンなどにより、熱・光・風を調整します。
- ・会議室等における冷暖房の使用は必要最小限にします。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します。
- ・空調機温度の適正化を徹底します。

(2) 算定対象の温室効果ガスには影響しないが推進する取組

ア 廃棄物の減量化・リサイクルの推進による廃棄物焼却量の削減

- ・割りばし、紙コップなどの使い捨て品は避け、マイ箸、マイ水筒などを持参します。
- ・分別収集を徹底し、燃えるゴミの減量を推進します。

イ 水道使用量の削減

- ・水の出しっぱなしはやめ、こまめに蛇口を閉めます。
- ・トイレの水や手洗いの水を必要最小限に抑制します。

ウ 紙使用量の減量、再生紙の使用推進

- ・紙類の分別（雑誌、ダンボール、新聞紙、その他の紙）を徹底し、紙類資源化を推進します。
- ・庁内向け資料等はグループウェアでの掲示板を活用し、紙媒体の使用を削減します。
- ・印刷前にプレビューを確認することで試し刷りを減らします。
- ・コピー機やプリンターの使用時は、両面又は縮小・集約等の機能を活用します。
- ・ミスプリントの裏紙は、用途上支障がない範囲で有効利用します。

エ 環境に配慮した物品等の購入と利用（グリーン購入）

- ・物品購入の際には再利用や、他部署と共有できないか検討し、購入は必要最小限とします。
- ・詰め替え可能な製品の購入や使用を優先し、資源の節約に努めます。
- ・環境ラベル（エコマーク・グリーンマーク・省エネラベル）のついた製品の優先的な購入に努めます。

(3) 関連する持続可能な開発目標 (SDGs²) への取組

SDGs の取組は、本計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



² SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、17 のゴールと 169 のターゲットがあります。

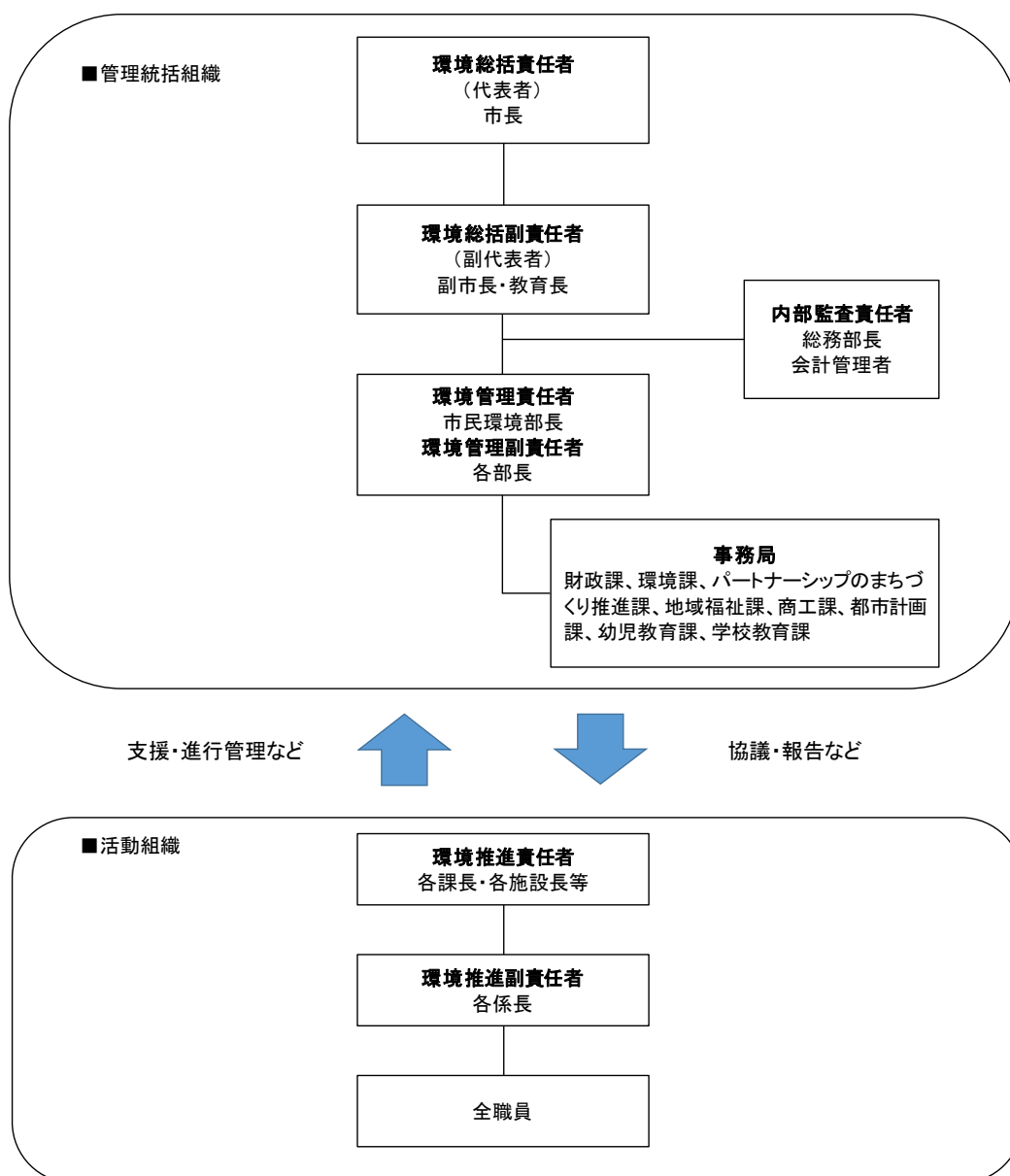
5 計画の推進

本計画の推進及び進行管理は、「茅野市環境マネジメントシステム」に定められる手順に則して実施します。

(1) 計画の推進体制

本計画は「茅野市環境マネジメントシステム」に定めている以下の体制で実施します。

ア 実施体系

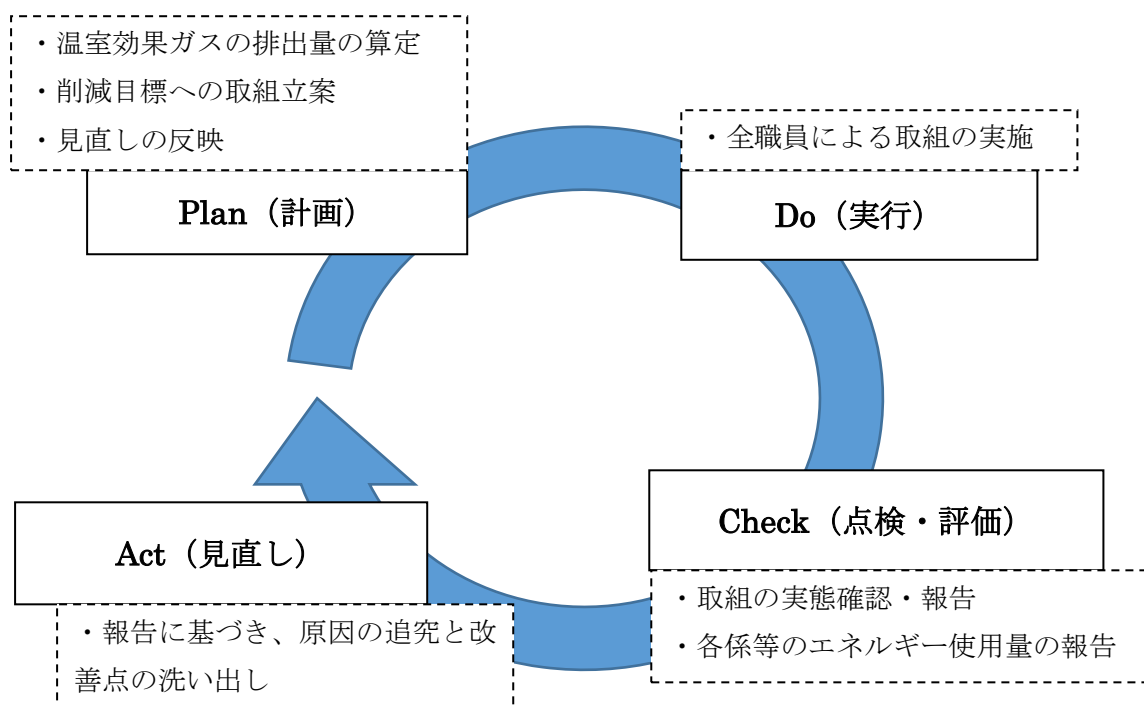


イ 役割分担

名 称	職名等	役 割
環境総括責任者	市 長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムに関する総括責任 ・環境方針及び環境取組目標の決定 ・全体の評価と見直しの決定
環境総括副責任者	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境総括責任者の補佐
環境管理責任者	市民環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境取組目標の達成状況の確認、評価、是正措置の指示
環境管理副責任者	各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境取組目標の達成状況の確認、評価、是正措置の指示
内部監査責任者	総務部長 会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内・外部施設職員による内部監査の実施と報告
環境推進責任者	各課長 各施設長等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の周知、実行、進捗状況の把握、評価、改善 ・部署取組目標の設定、実行、進捗状況の把握、評価、改善 ・法令規制等の遵守状況を定期的に確認
環境推進副責任者	各係長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境推進責任者の補佐 ・共通取組項目実施状況点検票の取りまとめ等
事務局	財政課、環境課、 パートナーシップ のまちづくり推進 課、地域福祉課、 商工課、都市計画 課、幼児教育課、 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムのシステム構築、実施・管理状況の把握、記録 ・環境マネジメントシステム関係の書類作成、保管
全職員		<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針に基づく取組の実行 ・自主的・積極的に環境活動へ参加

(2) 計画の進捗管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、次のとおり PDCA サイクルによる計画の進捗管理を行います。



(3) 公表について

計画の策定・改定が行われた際は、市 HP 等により公表します。

また、毎年度の取組状況は、環境活動レポートとして市 HP で公表します。

参考資料

【対象組織図】

